

ふるさと由利本荘市を応援してください

南由利原から鳥海山を望む

ふるさとさくら 基金

ふるさと納税(寄附)制度のお知らせ



由利本荘市

1

ふるさと納税(寄附)制度とは

「ふるさと納税（寄附）」とは、ふるさとに対し貢献したい、応援したいと思う地方自治体へ寄附した場合にその相当額が、翌年度の住民税から控除される制度のことで「ふるさと『由利本荘』を大切にしたい」、「ふるさと『由利本荘』の発展のために何か役立ちたい」という皆様の思いを寄附というかたちにしようとするものです。

2

ふるさとさくら基金(由利本荘市ふるさと納税)活用事業

子育てしやすい環境をつくる事業
子どもたちの未来づくりに関する事業



住みよい環境をつくる事業



本市の財産である、豊かな自然環境を次世代に継承するために資源循環型社会の形成、地球温暖化防止の推進、ふるさと景観の保全等に活用します。

未来を担う子どもたちが、楽しくすくすく育つまちを推進するため、安心して出産・子育てできる環境整備と教育の充実を支援することに活用します。

本市の市内外への魅力向上を目指し、商品の開発経費の一部を支援することや本市の域外の販路拡大等に活用します。

この他、「災害に備え安全・安心を高める事業」「共に助け合いすべての人が健康で暮らせる事業」「芸術・文化・スポーツに親しめる事業」「市民が取り組む魅力あふれる事業」「その他、市長が認める事業」に活用しております。使い道の詳細についてはこちらのQRコードを読み取り、ご確認ください。



広報ID:1005496 ▶

3

「ふるさとさくら基金」へのご寄附について

ふるさとさくら基金にご賛同いただける方は、下記の注意事項をご確認の上、次のページの払込取扱票に必要事項をご記入いただき、お近くのゆうちょ銀行にてご寄附くださいますようお願いいたします。また、本市ホームページからクレジット決済による寄附も受け付けております。

(払込手数料は由利本荘市が負担します)

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用について

*寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）

*自営業の方や給与所得者でも一定の所得以上の方、または、寄附が5自治体を超える方などは、確定申告が必要となりますので、ご注意願います。
※通信欄にて、特例申請書の郵送希望を「する」にチェックいただいた方には、ご寄附を確認後に申請書を送付いたしますので、内容の記載後、関連書類を添付のうえ、本市までご返送ください。（郵送料をご負担願います。申請書は由利本荘市ホームページからもダウンロードできます。）

4

ふるさと納税(寄附)のイメージ



寄附者
受領書を必ず添付してください

⑤確定申告
⑥所得税控除

④返礼品の発送

①寄附申し込み・寄附金の納付

②寄附受領書の発行



返礼品協力業者

③返礼品の発注

④返礼品の発送

*寄附者が市外の方のみ対象となります



由利本荘市



寄附者の住んで
いる地方自治体

⑧税額控除済み住民税
決定通知
(寄附の翌年度)

⑦申告情報の通知

ふるさと納税(寄附)による税金の軽減について

「ふるさとさくら基金」に対する寄附金のうち、適用下限度（2,000円）を超える部分について、一定限度額まで所得税と合わせて控除されます。

(控除を受けるためには確定申告が必要です。詳細は、最寄りの税務署か居住する市区町村税務担当へお尋ねください。)

○住民税の控除 (①と②)の合計額を税額控除)

①【ふるさとさくら基金に対する寄附金 - 2千円】×10%

②【ふるさとさくら基金に対する寄附金 - 2千円】×【90% - 0 ~ 45%】(※)

[寄附者に適用される所得税の限界税率]

・②の額については、個人住民税所得割額の2割が限度です。

○所得税の控除 (所得税の所得控除による税額軽減)

【ふるさとさくら基金に対する寄附金 - 2千円】×0~45% (※) [寄附者に適用される所得税の限界税率]

(※) 令和19年までは、復興特別所得税を加算した率とする。

●寄附金控除の計算イメージ

Aさん 給与収入700万円
(配偶者を扶養)のケース ■所得税の限界税率 20% ■住民税所得割額 371,500円



※この場合、住民税の特例控除額の上限（住民税所得割額の2割）=74,300円

※この場合のAさんの寄附金控除額の合計は、住民税寄附金控除額 22,400円
所得税所得控除税額軽減 5,600円

合計 28,000円

※特例控除の上限（住民税所得割額の2割）を超えても基本控除額は適用されますが、地方公共団体以外に対する寄附金をあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額（控除対象限度額）は総所得金額等の30%となります。

07	仙台	払込取扱票						公	
		払込料金 加入者負担							
		金 額						千 百 十 万 千 百 十 円	
		※						千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名	0 2 2 6 0 - 0 - 9 6 0 5 0 1								
備考									
秋田県由利本荘市会計管理者									
※私は、由利本荘市を応援するため上記金額を寄附したいので申し出ます。									
住所	〒								
氏名									
電話番号									
ご依頼人	<input type="checkbox"/> 通信欄】どちらかに○をしてください。 ◎返礼品の希望 (・する ・しない) <input type="checkbox"/> 希望する返礼品 (番号) (品名) <input type="checkbox"/> 特例申請書の郵送希望 (・する ・しない)								
※10万円以上寄附者のみ 1年分の市の広報の送付を希望 (・する ・しない)									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 仙第 6427 号)									
これより下部には何も記入しないでください。									
印	日	附	印	日	附	印	日	附	印

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	0 2 2 6 0 - 0	払込料金 加入者負担
	9 6 0 5 0 1	
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	秋田県由利本荘市会計管理者	
加入者名	千 百 十 万 千 百 十 円	※
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
ふるさと納税(寄附金)として		
ご依頼人		
備考	日	附
	印	

6

ご注意ください！

- いわゆる『ふるさと納税(寄附)制度』の取り組みは、皆様の善意を形にしていただくための取り組みであり、決して寄附を強要するものではありません。
- 『ふるさと納税』をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。
- お寄せいただいた個人情報は、ふるさと納税以外の目的には使用しません。
- その他、寄附金の払い込みにあたり、何か不安に思うことがございましたら、「お問い合わせ先」までお気軽にご相談ください。

7

お問い合わせ先

由利本荘市 観光文化スポーツ部 まるごと売り込み課 ☎015-8501
秋田県由利本荘市尾崎17

電話 0184-24-6276 FAX 0184-24-6268

電子メール sakura@city.yurihonjo.lg.jp

【クレジット決済等で寄附申込を希望される方】

1. クレジット決済等、現金以外での寄附申込を希望される方はふるさと納税ポータブルサイトからお申し込みください。
2. 下記URLからまるごと売り込み課（ふるさと納税）のバナーをクリック、もしくはQRコードを読み取りいただくと由利本荘市のふるさと納税ポータルサイト一覧へアクセスすることができます。

ホームページアドレス：<https://www.city.yurihonjo.lg.jp>



▲ 広報ID:1005727

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきり記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお預けになるときは、引換券に預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。